

令和6年11月第11回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和6年11月11日(月)

午前10時00分から午前10時55分

2. 開催場所 本庁舎 2階 会議室

3. 出席委員 (43人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 2番 岡田耕平 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実

5番 太田 明 6番 池田和道 7番 沼本通明 8番 樋口昌子

9番 入澤靖昭 11番 松本正幸 12番 中山克己 13番 武村一夫

14番 吉岡 靖 15番 後藤 勤 16番 福島康夫 17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 25番 築澤安彦 26番 松下 功 27番 上田房次郎

28番 太安隆文 29番 白石壽平 30番 根本 章 31番 田中秀樹

33番 二宗貴志 34番 高谷明弘 35番 植田浩史 36番 浅田光明

37番 戸田典宏 38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義

41番 池田久美子 43番 高見寛二 44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行

46番 清水 晃

4. 欠席委員 (3人)

農業委員 10番 柴田博行

推進委員 32番 長尾 修 42番 二若正次

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第51号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第52号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第53号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について

日程第6 報告第22号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

日程第7 報告第23号 農用地利用集積等促進計画の公告について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 美甘真弓 主幹 柴田正人 主事 岡村侑磨

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

- 事務局長 それでは、改めて皆さんおはようございます。
それでは、ただいまから令和6年11月総会を開会いたします。
それでは、会長ご挨拶よろしく願いいたします。
- 会 長 おはようございます。出席いただきましてありがとうございます。
11月ももうはや中旬ということになってきました。まだまだ暑い日
といますか、続いております。南のほうでは台風もまだ発生してお
りますし、与論とか沖縄等では大雨が降ったということでございまし
て、ちょっと以前では考えられないような状態ではないかというふう
に思います。
皆さん方におきましては、利用状況調査、9月から非常にお忙しい中
ではありますけど、しっかりやっていただきまして大変ありがとうございます。
非常にこういう厳しい状態の中の農業調査ということでござ
いましてけど、地域の状態がどういう状態かということを知ること
は非常にいいことだろうというふうに思います。この調査でいろいろ
感じたこと、いろんなことをまた皆さんと検討していく機会もでき
たらいいなというふうに思っております。今日から国会のほうで、特別
国会が始めるということでございます。与・野党、非常に厳しい状態
ということで、今後農政関係もどうなるかというところが非常に気にな
るところでございます。来年度から地域計画も本格的に稼働し、い
ろいろな面におきまして農政のほうも与・野党で審議されるんだらう
というふうに思います。今年は皆さんが、値段が非常によかったとい
うことで一安心というところでございますが、今後それがどのようにな
っていくか、非常に大きな問題だろうというふうに思います。農業
者が安心して経営に取り組めるような農政をしていただきたいなとい
うふうに思っております。
それでは、これより11月総会を開会いたします。よろしく願い
いたします。
- 事務局長 ありがとうございます。
それでは、本日の欠席委員の方は1名いらっしゃいます。10番委員
より、その旨通告をいただいております。遅参の方はいらっしゃいま
せん。よって、ただいまの出席委員は19名中18名で定足数に達し
ておりますので、11月総会が成立しておりますことをご報告いたし
ます。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行を会長よろしく願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、13番、 委員、16番、 委員を指名いたします。

日程2、議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は14件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田2筆2, 167㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、20番推進委員さんから説明をお願いいたします。

20番推進委員 議長。

議長 はい、20番推進委員。

20番推進委員 20番推進委員です。

番号1について、去る11月4日に譲渡人、譲受人両者に立会いいただきまして現地調査を行いました。権利移転する事由の詳細についてですが、譲渡人は高齢で体力の衰えもあり、農地の管理も難しくなっております。また、子供さんも遠方で仕事をしており農業ができないところから離農を決意され、譲渡人を探していたところ、JA職員、譲受人になるんですけども、JA職員との話がまとまりまして譲受人が申請地を無償により取得するものでございます。続きまして、譲受人の耕作状況についてですけども、譲受人はJAに勤務しながら農業にも従事しております。譲受人は勤務中につき、現地調査は父親から話

を聞いております。現在耕作している農地は点在しておりますけれども、親子で分担して農作業に取り組んでいます。農機具も一式そろっており、何ら問題はありません。耕作距離はありますけれども、譲渡人の農機具等も生かしながら必要な農作業に従事すると思われれます。以上のとおりであり、農地の管理については問題はないと思われれます。その他特に指摘すべき事項はございません。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田2筆1, 259㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 議長。

議 長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 22番です。

番号2番につきまして、11月1日、現地確認と譲受人から聞き取り調査をいたしました。譲渡人は後継者が農業を継ぐ意志もなく、また高齢で労力不足により数年前から譲受人に耕作してもらっている農地の売買の話をしていたら、やっと譲受人が受けてくれることになりました。譲受人は兼業農家で、高齢者となり土地を増やしてもと考えたが、自分の田んぼと続きなので仕事の効率がよくなると思い譲り受けた。譲受人の家族は妻、息子の3名で、いずれも農繁期には手伝ってくれております。機械につきましては、大体そろっております。以上のとおり耕作状況、従事日数等について問題がないと思われれますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆78㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

24番推進委員 議長。

議 長 はい、24番推進委員。

24番推進委員 それでは、番号3の件について、先日、11月1日、譲渡人は現地で説明を伺いました。譲受人は若くて仕事をしとんで、まだ現地には行けな

いということで電話で、夜通じたんで、電話で話を伺いました。移転する理由として、譲渡人と譲受人は不動産会社を通して売買の話が来たそうです。譲渡人は2年ほど前に実家である家と隣接する本件の畑を相続することになり、自宅と地域が離れているため、管理だけ行っていましたが、不動産会社から売買の話があって、このたびまとまったそうです。譲受人は現在市内のアパートの借家に住まいをして夫婦、子供2人の4人住まいで、子供が大きくなるに従いアパートが狭くなり、知人の不動産会社に諸条件を言って畑つきの一軒家を探していたそうです。譲渡人の土地が条件と合ったので、このたび話がまとまり売買に至りました。畑は果樹を植えて作業に従事するとのことで、問題はないと思われます。その他指摘事項は特になしです。よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、勝山の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆1,960㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくをお願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番推進委員です。

No.4ですが、本件につきましては11月1日に譲受人と現地確認を行いました。譲渡人とは3日に聞き取り確認を行っております。権利移転の理由としましては、両者が親戚関係にあるということで、譲渡人が高齢で耕作を続ける事が困難となり名義を変更したいという話合いを行っております。結果、無償譲渡ということで話がまとまりまして、今回譲受人から真庭市のほうへ申請を行っております。農地の関係につきましてですが、これまでも譲受人が農地の維持管理を行っております。名義変更後も引き続き水田として利用するとの説明を受けております。譲受人は会社員であります。これまでどおり基本的な作業、こうしたところは自分で行う、収穫など、こうしたところは作業委託を含め水稲耕作を行うとの説明を受けております。従事日数等を含めて問題ないと思っておりますので、ご審議方よろしくをお願いします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、

田2筆2, 361㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番です。

引き続きですが、5番の案件につきましてご説明を申し上げます。

本件は、11月5日に譲受人と現地確認を行いました。譲渡人とも同日5日に内容の聞き取りを行っております。権利移転の理由としましては、譲渡人及びその父からも生前から所有権移転の話を受けておりました、特に譲渡人が倉敷のほうに家族共々仕事の関係で生活をしているということで管理等が難しいこと、また若干余談になりますが、農地自体が排水の悪いところで、トラクターなど作業のたびにはまり込むというような条件が悪い、こういったところから権利移転の話がまとまっております。今後につきましては、農地、ここを公共事業の残土、こういったものを利用してかさ上げを行って、工事後はユーカリとかオリーブ等の観葉植物、果樹等の栽培を考えていると説明があります。また、譲受人は土木建設業の会社役員ということもあります。親族の兄が農業関係の会社を行っており、水稻の請負耕作、こういったことも6町以上実施しており、そうした耕作も行っているということであります。そうした関係から、説明等を聞く中で問題はないかということでご審議のほうをよろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、久世の譲渡人が、同じく久世の譲受人に、申請農地、田5筆3, 343㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 この案件については、私が説明させていただきます。落合地区と久世地区の隣接したところでありまして、私のほうから説明させていただきます。

調査は11月5日に行いました。譲受人に出席していただきまして話を伺いました。譲受人と譲渡人は夫婦であります。譲受人は真庭の地域の農産物に非常に興味を持っておられまして、その中からブドウを選んで、昨年4月よりブドウ農家で研修をされております。研修が2年間ですので来春終わるということですが、終わったところでブドウ栽培に取り組む計画があるということでございます。そのため、夫名

義の農地を所有権移転するものでございます。これまで農地は利用権設定して作っていただいておりますが、利用権設定が終了しましたので、この農地5筆に全部ブドウを栽培したいということで、まずは1人で取り組んでいかれるそうです。今後、忙しくなれば夫の参入も考えているということでございました。農業機械等はございませんが、必要なものは今後取りそろえたいということでございます。今後とも一生懸命農業に取り組んでいかれるというふうに感じました。その他指摘事項はございません。

以上でございます。よろしく審議をお願いいたします。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号7でございますが、市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、田1筆869㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、この件につきましても私のほうから説明させていただきます。

11月3日に譲受人に出席いただきましてお話を伺いました。譲渡人は親が亡くなったため農地を譲り受けましたが、県外に住んでおられるために農地を管理することができませんので、耕作放棄地になることが非常に不安でもありますので、あとを引き受けてくれる人を探しておられました。なかなか人が見つからなかったということでございますが、この農地の近くに農地を持っておられる譲受人と話がまとまったということです。譲受人は、この議案には20アールというふうにあります。約30アール近くの農地を耕作しているということでございました。水稻を中心に野菜等を、ほかに自家用野菜を作っているというところでございます。トラクター、田植機、草刈り機等を所有しておられます。労力もありますので、奥さんのほうも手伝ってもらいながら労力のほうは問題ないというふうに思われます。今後とも十分耕作されることというふうに思います。その他指摘事項はございません。よろしく審議をお願いいたします。

続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の2ページ目をお開きください。

番号8でございますが、久世の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、田1筆543㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、12番委員さんから説明をお願いいたします。

12番委員 議長。

議長 はい、12番委員。

12番委員 12番です。

11月2日の日に譲受人と譲渡人に話を聞き、現地確認を行いました。譲受人と譲渡人は同じ部落の近所ということでございます。譲渡人は夫が亡くなってから近所の方に委託して耕作してきましたが、今後後継者もないことから農地を引き受けてくれる方を探していたところ、隣の割田の持ち主の譲受人と売買による話がまとまり、権利移転をするものでございます。譲受人はトラクター、管理機等農業関係の機械については必要なものを全て所有しており、現在申請地に隣接する農地には梅が栽培されており、取得後はその土地に梅を植える予定でございます。したがって、今回の権利移転については問題がないと思われまので、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号9、番号10につきましては関連する内容ですので事務局より一括して説明をお願いいたします。

事務局主事 番号9でございますが、番号10との交換による所有権移転の申請ですので一括して説明いたします。

譲渡人、譲受人はどちらも勝山の方になります。申請農地、番号9、畑1筆112㎡と番号10、畑1筆277㎡を、交換によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 議長。

議長 はい、16番委員。

16番委員 16番委員です。

番号9と10について関連していますので併せて報告いたします。

去る11月7日に現地において、両者、9番、10番の譲受人になりますが、3名で話し合いをしましたので報告いたします。9番の譲受人ですが、以前から家の隣にあるこの10番の譲受人の畑なんです、ちょっと不便なというか、自分の田んぼとか畑から離れて、この畑がぼつんと離れてあるので、なかなか手入れができていなかったようです。それで、9番の譲受人が無償でいつも草刈りはしていたようです。それで、10番のほうの畑は10番の譲受人の田んぼのすぐそば、国道ベリで結構便利はいいんですが、そこで家庭菜園をしとったんですが、そこまで行くというのが手間なかなと。それで、自分の家の玄関を開けたら、すぐある畑のほうが私もええけえ、年を取ってくりゃあって考えとったふうです、そうです。それで、10番の譲受人と話をしたところ、オーケーが出た、話がまとまったということで申請することとなりました。また、10番の譲受人は9番の譲受人から

の話で、なかなか管理ができない、不便で草が伸び放題の畑と交換の話があり喜んで受けたということでした。9番の耕作状況ですが、くわと草刈り機程度しか持っていませんが、面積もそれぐらい程度の面積なので管理ができるものと思われます。それから、10番の耕作状況等ですが、商店を経営しながら稲作と畑作をして、今回手放す畑以外は荒らさず耕作しており、機械もトラクター、管理機等を保有しており、問題ないと思われます。9番、10番とも、その他指摘事項はありません。審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号11について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号11でございますが、勝山の譲渡人が、同じく勝山の譲受人に、申請農地、畑2筆1,092㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、35番推進委員さんから説明をお願いいたします。

35番推進委員 議長。

議長 はい、35番推進委員。

35番推進委員 35番推進委員です。

番号11につきまして、11月3日に譲受人、譲渡人双方に立会いをしていただき現地調査を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は長年にわたり申請地で野菜、果樹栽培をしていましたが、高齢により作業が困難となってきておりました。後継者はおりませんが、農業はしないということのようです。また、申請地の一部は譲受人に貸付けをして耕作をしておりました。譲渡人と譲受人は近所同士であります。このたび売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は会社員であります。休日には農作業をしており、また譲受人の両親が農業に従事しております。譲受人の所有農地は有効に活用されており、農機具も畑作業に必要な耕運機、管理機、草刈り機等を所有しており、申請地取得後も農作業に従事するものと認められます。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号12について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号12でございますが、美甘の譲渡人が、同じく美甘の譲受人に、申請農地、田1筆1,345㎡、畑1筆164㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員 議長。

議長 はい、6番委員。

6番委員 番号12の案件について説明させていただきます。

この案件は売買があります所有権移転でありまして、譲渡人及び譲受人さんに聞き取り調査をいたしましたところ、譲渡人は女性1人で生計しておりまして、農家廃止に向けて農地を購入していただける方を探してございましたところ、増反希望の譲受人と話がまとまりまして今回の売買が成立いたしました。耕作に必要な機械等は整備されておりまして、農業従事等も何ら問題ないと思いますのでご審議方よろしくお願いいいたします。また、その他指摘事項はありませんのでよろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号13について事務局より説明をお願いいいたします。

事務局主事 番号13でございますが、美甘の譲渡人が、同じく美甘の譲受人に、申請農地、畑1筆147㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、37番推進委員さんから説明をお願いいいたします。

37番推進委員 議長。

議長 はい、37番推進委員。

37番推進委員 37番推進委員です。

番号13の案件について、11月4日に譲受人、渡人立会の下、現地調査を行いました。受人、渡人は親子、父と息子の関係にありまして、受人は農業大学校を卒業後、市内の農機具販売店に勤務しながら、兼ねて父とともに稲作を中心とした農業を経営して従事しております。当家においてはトラクター、田植機、コンバイン等の農機具は保有しておりまして、今後の農業経営については受人であります息子が中心となって行ってまいりたいというようなことございました。その他の指摘事項については、特にございません。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号14について事務局より説明をお願いいいたします。

事務局主事 番号14でございますが、久世の譲渡人が、湯原の譲受人に、申請農地、田1筆1,884㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いいいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、39番推進委員さんから説明をお願いいいたします。

39番推進委員 議長。

議 長 はい、39番推進委員。

39番推進委員 39番です。

番号14についてですが、11月3日に譲受人と一緒に現地調査を行い、譲渡人とは電話で確認を取りました。譲渡人と譲受人は、譲受人の実家の近所の友人になります。それで、この田んぼは譲受人の親が昔から耕作をしており親の代に譲渡の話をしとったんですが、一昨年親が亡くなったためにその話が一旦止まったような状態でした。それで、このたびその譲受人と譲渡人の話がまとまったので譲渡の方向になったそうです。それで、譲受人の状況なんですが、もともと自分の田んぼと併せて耕作をしており、農機具一式、トラクターからコンバイン、乾燥機まで持っており今後の耕作には問題ないと思います。世帯人は3人ですが、本人が耕作をし母親が補助をしており、このほうも問題ないと思います。そのほか指摘事項はございません。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第50号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第51号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 失礼いたします。議案第51号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議いただく案件は2件でございます。

3ページをご覧ください。

番号1でございます。

番号1は追認案件でございます。

申請人（市外）は、[REDACTED]にある神社の神主です。近年、当該神社の参拝者数が増加しており、周辺道路への違法駐車等が多発し、警察からの指導もあったことから参拝者用の駐車場として利用するため、田3筆1, 410㎡を、露天駐車場にするため、転用申請するものです。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま整備しており、今後このようなことがないように反省し、てんまつ書が添付されております。農地区分は1種農地と判断されますが、農用地区域からの除外手続は完了しております。転用に伴う費用ですが、土地造成[REDACTED]円。費用の内訳として、自己資金[REDACTED]円。添付書類といたしまして、被害防除計画書のほか土地利用計画図等造成に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

番号1につきまして調査報告をいたします。

11月6日に現地確認をし、お話のほうは電話で伺いました。昭和54年頃に先代宮司さんによって土地のかさ上げが行われ、一部を神社の駐車場として使っておりました。残りの土地は大豆などを栽培していましたが、昨年秋頃から参拝客が非常に多くなり臨時駐車場を用意しても足りないため、畑部分を整地し駐車場を広げました。その後、地目が田のままであることを指摘され今回の申請になりました。申請地の位置等ですが、国道313号線沿い、[REDACTED]の東10mのところですが、周囲の状況ですが、東が田、西が田、南が田、北が参道となっております。周辺農地への影響ですが、40年以上現在の状態ですので周辺農地への影響はないと思います。その他指摘事項もございません。審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号2でございます。

申請人（北房）は、現在居住している住宅への進入路の老朽化や幅員が狭小であること、また勾配が急であり、介護用車両の進入に不便が生じていることから、田3筆の一部252.2㎡を、道路用地にするため、転用申請するものです。申請地の農地区分は2種農地と判断さ

れます。これも同じく農用地域からの除外手続は完了しております。転用に伴う費用ですが、土地造成■■■■円。費用の内訳として、自己資金■■■■円。添付書類といたしまして、被害防除計画書のほか土地利用計画図等造成に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 議長。

議 長 はい、15番委員。

15番委員 15番委員です。

現地の確認を11月4日、申請人とその家族で現地で聞き取りを実施しました。転用しようとする理由としては、宅地の北側に市道が東西に走っています。宅地と市道の位置関係ですが、市道が宅地の四、五m高いところ、上にあり、市道から宅地に向けて鋭角に曲がりながら下りていくような形状で、道幅としては2m程度あります。この進入路の右側は田んぼで、左側は川の堤防になっており、かなり急勾配を曲がりながら下りるといような感覚です。数年前から家族が療養施設に通うようになり、施設の車が送迎を行ってくれています。送迎車両が大きいので、運転手がかなり気を遣いながら運転しているとのことです。運転手によっては一旦通り過ぎて、奥の場所で方向を変えて下りてくるようです。今後も施設の車での送迎が必要なため、この道の幅を広げて安全な通行ができるように改善したいと思い申請を行ったということです。申請地の位置等ですが、宅地への進入路は南に向かって下りながら西側に曲がっている形状です。東側から南側は河川、西側は自身の所有している田んぼです。今回申請している内容は、所有している田を進入路を広げるために転用するものです。周辺の状況ですが、東側は河川、西側は自身が管理している田、南側は河川、北側は市道ということです。周辺農地への影響ですが、自身が管理している田の面積が少し少なくなるだけで特に周辺農地に影響はありません。その他指摘事項もありません。審議のほうよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質疑等ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第51号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第52号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第52号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日も審議いただく案件は1件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（市外）は、 業を営んでおり、申請地に隣接する申請人が経営する店舗の来客用駐車場が狭小で不便であることから、申請農地、田1筆481㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、露天駐車場として利用するため、転用申請するものです。申請地の農地区分は1種農地と判断されます。農用地区域からの除外手続は完了しております。転用に伴う費用ですが、土地購入 円、土地造成 円。資金の内訳といたしまして、自己資金 円というふうになっております。添付書類といたしまして、被害防除計画書のほか土地利用計画図等造成の詳細計画に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、25番推進委員さんから説明をお願いいたします。

25番推進委員 議長。

議 長 はい、25番推進委員。

25番推進委員 25番です。

本件、第52号議案の1番です。

本件につきましては、11月1日に譲受人及び譲渡人と電話で申請内容の聞き取りを行いました。また、11月4日に譲渡人と現地を確認しております。権利移転の理由としましては、譲受人は農地の東側、

隣接地に業を行い、等の販売店を経営しております。現在の駐車場が手狭となり、駐車場として転用登記を行うということであります。11月4日に現地確認した際にも譲渡人からも同様のお話を聞きまして、内容について間違いがないことを確認しております。申請地の位置につきましては、真庭市国道313号線にあります店の店舗及び駐車場の西側に位置します。周囲の状況につきましては、東側に自社店舗、駐車場、それから西、南側に水田、北側に農地ということでありまして、駐車場の拡張に伴う影響は水田及び農地に関して、特に水田等の水利の取水、排水、また日照等について影響がないものと思われます。指摘事項も特にございませぬ。こうした点も踏まえてご審議方よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

それでは、事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませぬか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませぬか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第52号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第53号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第53号につきまして、7ページをお開きください。

議案第53号、農用地利用集積計画の決定について。

このことにつきまして、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。案といたしまして、令和6年11月11

日付での公告を予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全32筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく願います。

以上でございます。

議長 それでは、お目通しをお願いします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第53号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、報告第22号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、日程7、報告第23号、農用地利用集積等促進計画の公告についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 事務局です。報告第22号及び報告第23号につきまして、続けてご説明いたします。

13ページをお開きください。

報告第22号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約につきましては、次の9件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

続いて、次のページをお開きください。

報告第23号、農用地利用集積等促進計画の公告について（機構・受け手間契約）は、次の2件がございました。これは農地中間管理事業の促進に関する法律第18条により、県が認可、公告した旨、農業委員会へ通知が届きましたのでご報告させていただきます。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく願います。

議 長 報告第22号、報告第23号について、質問、意見等がございましたら
お願いいたします。

＜「質疑なし」の声＞

議 長 ないようです。

これらの案件は報告案件でございますのでご了解いただきたいという
ふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

(午前10時55分 閉会)

